

国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例 ～医学部の新設～

(医師の養成に係る大学設置事業 平成27年11月12日 平成27年内閣府・文部科学省告示第1号)

特例措置前

○医学部新設については、医師の養成数について過剰を招かぬよう抑制を行ってきた。

○昭和57年及び平成9年の閣議決定に基づき、大学の設置については、確認的に医学部の設置でないことを認可時の審査基準とすることを告示上に位置付けている。

(規制の根拠)

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の新設等に係る認可の基準
(平成15年3月31日文部科学省告示第45号)

ニーズ

○国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界最高水準の「国際医療拠点」をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえ、国際的な医療人材の育成を目的として、一定の水準を満たした医学部に限り、新設を認めてほしい。



特例措置

○内閣府・文部科学省・厚生労働省で定めた「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」に掲げる留意点等を満たす医学部に限り、新設を認める。



効果

- 国際的な医療人材の育成。
- 高水準の医療サービスの提供。